

義務教育に関連する公民の役割と今後の在り方

小河智佳子

東洋大学大学院経済学研究科公民連携専攻

第1章 はじめに

日本では、日本国憲法第26条にて、国民は教育の義務¹があり、義務教育を受けることが定められている。教育の義務とは、国が国民に教育を受ける権利を保障するものである。教育を受ける権利は、収入や能力に関係なく、日本国民であれば全員が持つ権利である。また、義務教育を受けることで、全国民が国・社会の一員として、生活において必要最低限の知識・ルールを習得することが目的である。日本は、法治国家であるため、国として、国民の知識水準を維持するためにも、教育の機会を保障する義務がある。

また、教育の目的及び理念、実施に関する基本的なこと、行政等を定めた教育基本法では、第3条にて教育の機会均等²を、第4条にて義務教育³に関する項目がある。他には、教育基本法に基づいて学校制度の基本を定めた学校教育法等、義務教育について様々な法律が定められている。義務教育の根幹である、機会均等・水準確保・無償制が憲法によって定められていることから、国には、すべての自治体ですべての国民が義務教育を受けられる環境を整える責任がある。

さらに、教育を受ける義務だけでなく教育を受けさせる義務もあり、児童生徒の保護者は、7歳から15歳までの9年間、子どもを就学させなければならない。前半6年を小学校、後半3年を中学校に就学する6・3制は、1947年に施行された新制教育制度により定められ、初等・中等教育における義務教育が確立し、現在も続いている。

このように、国が定め、国民が持つ権利である義務教育は、公教育とも呼ばれている。

¹日本国憲法第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。②すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

²教育基本法第3条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。②国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

³教育基本法第4条 国民は、その保護する子女に、9年の普通教育を受けさせる義務を負う。②国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。

教育を提供する教員も、公立私立を問わず公の立場であるという認識が強い。しかし、実際は、多くの場面で民間事業者が関わっており、特に、近年では、民間の力で公だけでは不足している部分を補うケースもある。

本論文では、公共性が高い義務教育における公民の役割について、制度と課題から考察し、今後の在り方を提言する。

第2章 学校制度と競争

義務教育を提供するのは学校である。学校とは、一定の教育目的のもとで教師が児童生徒に組織的・計画的に教育を行う所や施設を指す。本章では、公立学校と私立学校の違いを明示した上で、公立学校の課題、私立学校の規定について考察する。

1 公立私立の違い

公立学校は、都道府県、市町村、組合（特別地方公共団体の組合）によって設立した学校である。管理・運営は、各地方公共団体の教育委員会が行っている。教育を提供する教員は公務員であり、都道府県教育委員会が任命している。大きな特徴として、特定の宗教や教派を取り入れた宗教教育を行ってはならないことが挙げられる。

都道府県や市区町村単位での設立であるため、一般的には、設立した地方公共団体（都道府県、市区町村）に住民票がある者のみ、就学することができる。さらに、各地方公共団体にて、児童生徒が通学できる範囲を定め、就学する学校を指定している。これを学区や校区と呼び、児童生徒が就学する際は、予め決められた公立学校に入学することになる。このことにより、学校側は、自動的にその地域に住んでいる適齢者が入学してくるため、児童生徒を積極的に募集する必要がないことも公立学校の特徴のひとつである。

一方、私立学校は、学校法人が設立し、私立学校法に基づいて設置されている学校で、第1条4にて、公共性を高めることが明確に定められている。運営・管理は、各学校法人が行っている。公立学校とは異なり、宗教や教派を取り入れた宗教教育が禁止されておらず、仏教やキリスト教の教えを取り入れた学校が数多く存在する。また、教員は法人等に所属する民間人である。

⁴ 私立学校法第1条 この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることにより、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。

「私立学校法」(<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S24/S24HO270.html>)

表 1 義務教育における学校数（2010年5月時点）

区分	公立	私立	合計	私立の割合
小学校	21,787校	213校	22,000校	1.0%
中学校	10,057校	758校	10,815校	7.0%

表 2 各学校における在学者数（2010年5月時点）

区分	公立	私立	合計	私立の割合
小学校	6,914,332人	79,042人	6,993,376人	1.1%
中学校	3,302,659人	255,507人	3,558,166人	7.2%

出所：いずれも文部科学省より筆者作成

児童生徒が就学する際は、公立学校の学区等による入学制限ではなく、学力等で適正を判断する入学試験を実施する学校が多い。入学を希望する児童生徒を各学校法人で獲得しなければならず、これが公立学校の運営と大きく異なる点である。多くの希望者や入学者を得るために、小学校と中学校、学校法人によっては、さらに上級学校である高等学校や大学まで一貫した教育を行うといった特色を持っていることも、私立学校の特徴である。

このように、公立学校と私立学校は、設立・運営・管理の形式がそれぞれ異なる。しかし、教育内容は、文部科学省が定めた学習指導要領に基づいた一律の学習項目を提供し、教員は、学校の種類や教科に応じて、国家資格である教員免許状を取得した者でなければならない。つまり、宗教教育等を除いた教育内容は、公立学校、私立学校共に同等であるとされている。公共性という観点から平等を求め、より厳しい規制を課されているのが公立学校であり、公教育でありながらも、より自由な思想で教育を行うことができるのが私立学校である。

2010年5月現在の義務教育における学校数と在学者数⁵は、それぞれ表1、表2のとおりである。小学校・中学校共に、公立学校がほとんどの割合を占めており、私立学校は小学校では1.0%に過ぎないことがわかる。学校数と同様、在学者数に関しても、ほぼ同じ結果である。私立学校自体が公立学校に比べると少ないため、多くの児童生徒は、私立学校を希望しても結果的に公立学校に就学する。

現状を踏まえると、義務教育を提供する学校は、公（公立学校）の割合がかなり多く、民（私立学校）の参入数はかなり少ないことがわかる。民（私立学校）が少ない理由のひとつとして、学校を設置するための基準を満たしていなければ設立できないとする規定が挙げられる。学校教育法等にて定められている基準例⁶を、以下に記す。

⁵ 「文部科学省 私立学校の振興」より。（http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/main5_a3.htm）

⁶ 小・中学校の設置基準について、初等中等教育分科会（第3回、2001年12月開催）議事要旨より。（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/gijiroku/020802c.htm）

①学校教育法より

- ・校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員の設置（第 28 条 1 項、40 条）

②学校教育法施行規則より

- ・必要な校地、校舎等の設備を設けること（第 1 条 1 項）
- ・学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とすること（第 17 条、55 条）
- ・1 学級の児童数は、50 人以下を標準とすること（第 20 条、55 条）
- ・小学校の教員の配置は、各学級に専任の教諭 1 人以上とすること（第 22 条）

このような基準が設置されたのは、2001 年頃と約 10 年前のことである。これまで規定に関してまとまった法令がなかったことと、私立学校の設置数が少ないことから設置された。しかし、2010 年 5 月時点の結果を見る限りでは、前述のとおり、私立学校の割合はかなり少ない。少子化やそれに伴い生徒数を確保する難しさといった課題があることから、学校設置は容易ではないと考えられる。

2 学校における競争

1 で述べたように、公立学校は予め学校指定があることが一般的である。競争が発生しないこの制度が、学校の質の低下を引き起こし、児童生徒の学力の低下に繋がっているという考えがある。

例えば、義務教育ではないが、高等学校教育において、一時期導入されていた学校群は、このような弊害を発生させないという考え方に基づいたものである。本制度は 1967 年から 1982 年まで試行された。内容は、全日制普通科の高等学校を対象に、数校の学校単位で一つの群を作り、その群単位で合格者を選抜するというものである。学校間の学力を平均化し、特定校への志願者集中を解消する目的であった。しかし、格差は従来の学校単位から群単位になっただけで、特定校への志望者の集中は解消されなかった。それどころか、学校群により、高等学校間での学力格差がさらに広がったとされている。また、生徒は、群内の学校に入学しなければならないため、入学を辞退し、私立学校へと進学先を変更するケースも多く発生した。この制度は、東京都を始め、三重県、岐阜県、愛知県といった東海地方を中心とした複数の県にて実施されていた。

そもそも公立学校は、私立学校よりも学費が安価であり、経済的な余裕のない家庭であっても、レベルの高い教育を受けることができる機会であったが、学校群制度による学力の平均化に伴い、東大合格者数を減らす等の学力の低下に繋がることとなった。

そこで、こうした弊害を解決するために設けられた制度が、公立学校における学校選

択制である。対象は、義務教育の小中学校である。一般的には、決められた学校に就学する決まりだが、自治体等が一枚を指定するのではなく、児童生徒が複数ある公立学校から選択して就学することを可能にした制度である。具体的に何校から選択できるのかは、それぞれの学校を管理している市区町村等によって異なる。文部科学省によって2008年度に行われた調査によると、導入している小学校は12.9%、中学校は14.2%であった。ほとんど制度が活かされていないのが現状である。選択権を与え、自由度と競争を求めた制度であるが、特定の学校への入学希望者が殺到するといった偏りが発生する。一方で、児童生徒が集まらない学校では、部活動の維持ができなくなる等の学校活動での弊害が出ている。

以上の通り、高等学校の学校群、小中学校の学校選択制といった試行錯誤がなされているが、自由競争という観点では、根本的な解決には至っていないことがわかる。より一層の対策を行わなければ、少子化で絶対数が減少している中で、さらに私立学校へ入学を希望する児童生徒が増加し、結果的に、何もしなくても入学者が確保されているはずの公立学校の経営は成り立たなくなってしまう可能性が考えられる。

一方で、私立学校は、教育基本法第6条第1項⁷にて、民間が提供するものでありながら「公共性」が強く求められており、「公の性質」を有すると定められている。そのため、私立学校法では、私立学校を設立する際には、学校法人という特別な法人制度を設け、組織・運営等において、一般的な法人とは異なる法的規制を加えている。しかし、本当に平等な教育を提供しているとは言いがたいと考えられる。本章1にて、公立学校と私立学校の教育内容は、学習指導要領に基づいているため同様であると述べたが、これは制度上のことであり、実際には異なる点が多い。

偏差値の高い、いわゆる難関中学・高校の合格実績が多い私立学校であるほど、公立学校に比べて学習進度は早く、学年を先取りした学習を進めている場合が多いことは周知の事実であり、このことが私立学校の評価を高くしている大きな要因でもある。

第3章 教科書制度と市場

現在の日本では、学校教育を実施するにあたり、文部科学省が検定した教科用図書（教科書）を用いて学習しなければならない。教科書とは、教育課程に応じて作成された教科書の主教材である。本章では、教科書を取り巻く歴史と、その市場規模や経営状況について考察する。

⁷ 教育基本法第6条第1項 法律に定める学校は、公の性質をもつものであつて、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

1 教科書の定義と制度

世界的に、教科書は、「国定教科書」、「検定教科書」、「検定のない教科書」の三種類がある。日本では、戦前は国定教科書を、戦後から現在に至っては検定教科書を使用することが定められている。また、文部科学省初等中等教育局における教科書制度の概要より、教科書とは、「小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織配列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であり、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するもの⁸」とされている。ほとんどの教科書の著作権は、教科書会社（民）にあるが、ごく一部ではあるが、文部科学省（公）が著作権を有するものが存在する。

戦前から学校教育で用いられている教科書だが、国定教科書から検定教科書に変わったきっかけは、第二次世界大戦である。終戦後、教科書制度改善協議会や、教科用図書委員会が開催され、1950年以降は国定教科書を廃止することが決められた。現在の検定制도가設けられたのは、1947年のことである。検定制度は、文部科学省が検定を実施し、合格した教科書を検定教科書と認定するものである。

児童生徒に教科書を提供するにあたり、国（公）が制度設定や検定等を行うが、制作するのは教科書会社（民）である。教育の公平性の観点より、教科書を採択する際は公正であることを確保しなければならない。具体的には、次のような規制を行っている。

一つ目は、独占禁止法による規制である。教科書会社は複数存在するため、他社の教科書の誹謗中傷を行ったり、採択に際して不当な利益供与を行ったりすることは、独占禁止法第2条第9項の規定により指定された「不公正な取引方法」という項目により禁止されている。また、具体的な禁止事項を明示した「教科書宣伝行動基準」が、社団法人教科書協会にお

表3 小学校用教科書の種類

種目	種類数	点数	需要冊数
国語	5	58	12,272,753
書写	6	36	6,869,989
社会	5	28	6,915,899
地図	2	2	1,158,958
算数	6	67	12,775,186
理科	6	27	5,766,552
生活	8	17	2,368,382
音楽	3	18	6,873,539
図画工作	3	15	6,656,921
家庭	2	2	1,185,506
保健	5	10	2,323,012
計	51	280	65,166,697

出所：文部科学省より引用

⁸ 「教科書の定義」より。（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/gaiyou/04060901/001.htm）

表4 中学校用教科書の種類

種目	種類数	点数	需要冊数
国語	5	18	3,901,214
書写	6	10	2,452,817
社会 [地理的分野]	4	4	2,453,294
社会 [歴史的分野]	7	7	1,285,357
社会 [公民的分野]	7	7	1,203,926
地図	2	2	1,247,460
数学	7	21	3,673,535
理科	5	18	4,859,745
音楽 [一般]	2	6	3,661,784
音楽 [器楽合奏]	2	2	1,241,264
美術	3	8	3,375,462
保健体育	4	4	1,248,916
技術・家庭 [技術分野]	3	3	1,241,299
技術・家庭 [家庭分野]	3	3	1,241,192
英語	6	18	3,673,005
計	66	131	36,760,270

出所：文部科学省より引用

また、教科書を供給する会社は、教科書だけでなく一般書籍も取り扱っている。各都道府県に約1か所ずつ、全国で53か所に存在する。教科書を取り扱うのは一般の書店であり、教科書を学校に直接供給しているが、全国に3,202か所程ある。

2で述べたように、ひとつの教科に対して、検定済みの教科書は数種類存在するため、市場での競争が行われている状態であるが、出版市場が全体で9,008億円であることを鑑みると、教科書市場は大きいとは言えない。中には採算が取れずに撤退する会社もある。

図1にあるように、教科書のみで存続していくことは容易ではない。しかし、近年における社会の情報化に伴い、教育分野でも教科書や教材に対してデジタル化を進める動きがある。大手教科書会社を中心に、デジタル教科書の開発が行われている。制度面等で現在の教科書制度に加えた議論が必要ではあるが、教科書のデジタル化によって、教科書市場もまた変化していくことが予想できる。

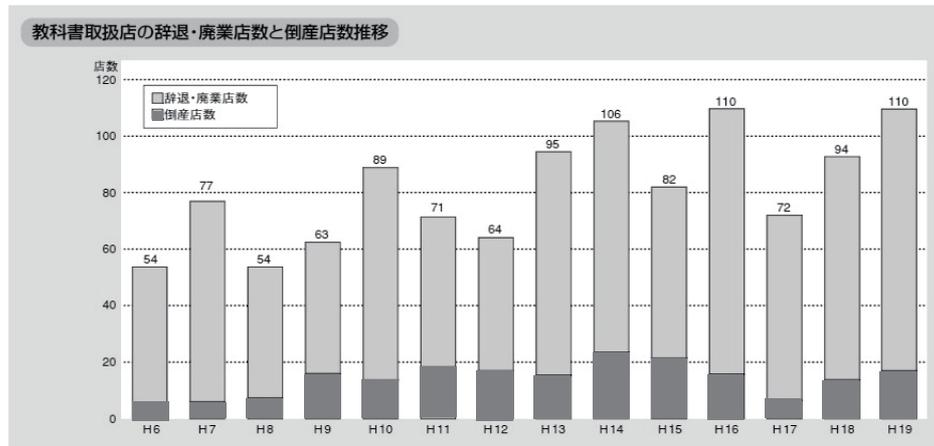
いて策定されている。二つ目は、文部科学省による発行者や採択関係者に対して、制限が必要な事項について指導が行われていることである。表3と表4にあるように、各教科で複数の教科書が検定済として採用されている。このことから、教科書市場における市場競争が存在することがわかる。

2 教科書市場と経営

義務教育では、教科書は児童生徒に無償配布される。一冊あたりの定価は、文部科学省の定価認可基準に基づいて決められる。2012年度では、小学校用が373円、中学校用が518円である⁹。また、小中学生は、表2より全国で約1,055万人であり、一年あたり約400億円の税金を使用していると換算することができる。

⁹ 教科書の定価より。(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/gaiyou/04060901/011.htm)

図 1 教科書取扱店の辞退・廃業店数と倒産店数推移



出所：一般社団法人全国教科書供給協会より引用

第 4 章 義務教育市場を超えた学習塾市場

児童生徒の中には、学校で授業を受ける授業の他に、日頃の学習内容を補い、義務教育終了後の進学先を考慮して学習塾に通うといった、いわゆる受験対策を行う者が非常に多い。本章では、学習塾に焦点を当て、その市場規模を考察する。

1 学習塾の定義と学校との関係

学習塾とは、学校教育の補習や入試対策のための教育を行う私塾のことである。類似機関の予備校は、入学試験のための教育を行う受験専門の組織である。公立私立問わず、公教育を学校が提供する中で、完全民営の学習塾が増え、結果的に学習塾に通う児童生徒の方が、通っていない児童生徒よりも成績が上がり、進学実績が高くなった。このことにより、当時の文部省（現：文部科学省）は、学習塾を好ましくない存在としていた。学習塾が流行しているひとつの要因に、公立学校の教育への不安がある。それに伴い、塾へ行かない児童生徒との学力の格差がますます広がることを危惧する見解もある。しかし、文部大臣の諮問機関である生涯学習審議会が 1999 年に行った提言より、学校教育と学習塾を共存させる方針に転換した。学習塾の市場が大きく、義務教育とは切っても切り離せない関係になったためである。

2 学習塾市場における産業規模

2008 年に文部科学省が実施した「子どもの学校外での学習活動に関する実態調査」の報告によると、全国平均の通塾率は小学 6 年生 37.8%、中学 3 年生 65.2%である。1993 年の調査結果が、小学 6 年生 41.7%、中学 3 年生 67.1%であったが、同じくらいの数値である。なお、1976 年では、小学 6 年生 26.6%、中学 3 年生 37.4%であった。この

ことより、少子化に伴い、児童生徒数は減少しているが、学習塾の市場規模は増加していることがわかる。

2011年度における学習塾の市場規模は、前年度比より1.0%増の9,240億円である。2011年4月からの「学習指導要領の改訂」で小学校の学習内容が増えたことにより、補習需要が拡大したことが増加の理由として挙げられる。しかし、少子化、募集方法の多様化に伴う受験機会の縮小や受験自体の難易度の低下などで、今後は全体的に縮小する傾向にあることが予想される。

学習塾業界の事例として、ベネッセコーポレーションを取り上げる。

ベネッセの通信教育である進研ゼミは、幼児から大学受験者までを対象としており、通信添削を中心とした、毎月継続的に家庭学習を行うシステムを主に展開している。小学講座に関しては、小学生の4人に1人が受講¹⁰しており、業界内でのシェアが高い。1回あたりの学習を約20分としている点は、児童が学習に取り組みやすいよう、設定されている。各講座の延べ在籍数を以下に表す。

表5 ベネッセの国内教育事業領域における売上
(2011年度)

	販売高(百万円)		前期比 (%)
	前期	当期	
国内教育事業領域			
高校講座事業	28,476	26,410	92.7
中学講座事業	44,397	44,205	99.6
小学講座事業	72,366	73,217	101.2
こどもちゃれんじ事業	26,409	25,377	96.1
学校向け教育事業	37,200	38,471	103.4
その他	31,725	32,496	102.4
小計	240,576	240,178	99.8

表6 進研ゼミ各講座の延べ在籍数(2011年度)

講座	延べ在籍数(千人) (4月~3月累計)		前期比 (%)
	前期	当期	
高校講座	3,428	3,150	91.9
中学講座	7,923	7,925	100.0
小学講座	19,540	19,906	101.9
こどもちゃれんじ	15,042	14,608	97.1
合計	45,935	45,590	99.2

出所：いずれもEDINETより引用

3 公立学校で開講される学習塾の授業

学習塾が普及する一方で、公立学校が学習塾のような授業を提供する取り組みも行われている。先進事例として、東京都杉並区立和田中学校を取り上げる。

通常、校長職には、長年教員として務め、試験を通過した者のみが就くことができるが、和田中学校は民間出身者が校長を務めている珍しい学校である。こうした理由から、一般的な公立学校とは異なり、積極的に民間の力を利活用した様々な教育活動に取り組んでいることが、和田中学校の特色である。

「学校の教育活動との相乗効果を生み出し、もっと学びたいと願う生徒の学力を伸ばす

¹⁰ ベネッセコーポレーションより。(http://www.benesse.co.jp/s/merit/)

こと」を目的として、「特別補習事業・夜スペシャル（夜スペ24）」と題した補習授業を、2008年5月より実施している。補習授業を実施するにあたり、内部の教員が実施するのではなく、外部の学習塾（民間事業者）による教育の提供を行うために、公募制による選定を行った。事業者の選定基準は、選出された委員による「夜スペ24」選定委員会において、事業提案書及びプレゼンテーションの内容を審査した。評価項目は、①事業の遂行力：事業を遂行する組織体制は整っているか、②事業の理解度：和田中学校の教育理念及び「夜スペ24」の目的を共有できるか、③事業の内容：指導者及び指導内容が「夜スペ24」に適合するか、④事業の継続性：単年度でなく継続して実施できるか、⑤プレゼンテーション等の総合評価—の5つである。ちなみに、結果は、株式会社日本入試センター（SAPIX）と、株式会社家庭教師のトライが採択された。

このような形態は、他校においてはまだ普及しておらず、公教育を行う公立学校において、生徒から受講料を取るような私塾の授業を展開してもよいのかといった賛否の議論がなされているのが現状である。しかし、今後、児童生徒の学力向上を図るとなると、公立学校でありながら民間の私塾が授業を行う必要性が、より高まる可能性もあると考えられる。

第5章 専門科目導入に伴う専門教員の配置

学習指導要領の改訂により、小学校では英語が、中学校では保健体育に武術とダンスが必修化された。本章では、より専門的な指導が必要になる教育に、専門教員を配置するための新しい取り組みを考察する。

1 小学校での英語導入

2011年4月から、小学校5・6年生で外国語（英語）の授業が必修化された。目的は、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成と、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力を養うことである。しかし、小学校での外国語の導入は初めてであるため、現在従事している小学校教員のほとんどが、英語教育の指導方法を身に付けていない。導入に対しての課題として、教員の英語力と指導力が挙げられる。

対策として、現在、国立大学の小学校教員養成課程や一部の私立大学の教員養成系学部では、小学校の英語教育や活動を扱った演習科目の開講や、学生がアシスタントとして小学校の英語活動に参加する授業を行う等、教員の養成を実践的に行っている。

しかし、現状では既に英語教育は始まっている。学級担任や ALT¹¹が中心となり、授業を実施しているが、小学校教諭の資格を持たない者がサポート人員として英語教育を行うケースもある。サポート人員となるには、小学校英語指導者の資格が必要だ。資格認定を行う団体は、J-SHINE（NPO 小学校英語指導者認定協議会）と言い、2003年2月に民間主導で設立された。事業内容は、教育現場へ良質な指導者を安定供給するために、英語指導者としての統一的な認定基準を設け、「小学校英語指導者」という資格認定を行うことである。本資格を取得するには、協議会が認定した登録団体が主催する「指導者養成講座」を修了し、指導時間 50 時間以上の実施経験があること、英語で授業が行えることという 2 つの基準に達成する必要がある。登録団体には、英会話スクールの株式会社イーオンや株式会社アルク、九州外語専門学校や十文字学園女子大学短期大学部といった学校等、約 65 団体が所属している。

有資格者は、2012年1月時点で、35,386人である。表1より、小学校は公立私立合わせても 22,000校であることから、計算上では、全ての学校に小学校英語指導者の有資格者を配置することが十分にできる割合になる。

資格認定を得た後のアフターケアにも力を入れている。英語指導者の情報を協議会のサイトに掲載し、学校と有資格者の雇用の仲介役を担っている。小学校や教育委員会等の英語教育を依頼したい者が、地域、得意分野、指導経歴等から検索し、所属する認定団体などを通して有資格者と連絡が取れるようにしている。現在は小学校 5・6年生のみの必修であるが、文部科学省では、小学校 4年生以下に対しても必修化を検討している。今後、このように小学校教諭免許状のような国家資格を持たなくても、民間で認定された資格を持つ者が指導者になるケースは増えていくことが予想される。

2 中学校での武道・ダンス導入

小学校英語教育と同様に中学校保健体育で新設されたのが、武道とダンスであり、2012年4月から導入された。それまでは、武道とダンスは選択制であったが、中学 1、2年で全領域を必修化することで、学習体験を基に中学 3年ではさらに探究した運動を選択できるようにすることが目的である。武道とは、柔道、剣道、相撲が指導要領に例示されている。ダンスは、創作ダンス、フォークダンス、現代的なリズムのダンスが例示されているが、競技ダンスやヒップホップ等も含まれる。

小学校の英語と異なる点は、指導者である体育教員は、国家資格である教員免許状の所持者であることだ。一見、体育教員の指導内容が 2 項目増えただけのように見える今

¹¹ 外国人指導助手のこと。Assistant Language Teacher の略。

回の改訂内容であるが、やはりこれも、教員の指導力や経験力が不足しており、両項目の指導者の育成が課題となっている。

東京都では、2012年度からの導入に先駆けて、民間の外部指導員による実践授業を行った。表7は、実践モデルとなった中学校の一覧である。表に記載されているように、体育教員ではなく、武道やダンスにおいて専門的な指導ができる者が、指導員として構成されている。

授業を行った成果として、港区立港南中学校での武道¹²を例に挙げる。外部指導員が必要に応じて説明することによって、生徒の練習への理解と意欲が高まったといった生徒の理解度・意欲に貢献した結果と、担当教員が、安全に対する配慮のポイントを再確認でき、次年度以降は、自らが指導の中心者として授業をする意識が高まったといった、教員の知識と理解力の向上につながったという結果が出た。教員の立場としては、自らが授業を受けたことがない分野に関して新しく指導することは不安材料のひとつになるため、本格導入前に専門知識を持った人の指導を経験することで、解消できたといえる。

表7 平成22年度「外部指導員を活用する『武道・ダンス』モデル事業」実践中学校

学校名	内容	外部指導員
中央区立晴海中学校	武道	・全日本柔道連盟委員会委員 ・国際武道大学学生
	ダンス	・横浜国立大学教授 ・東海大学体育学部教授等
中央区立日本橋中学校	ダンス	・日本女子体育大学大学院卒業生
港区立御成門中学校	ダンス	・プロダンサー ・日本ストリートダンス協会会員
港区立港南中学校	武道	・港区柔道会副会長
文京区立第十中学校	武術	・講道館指導員
文京区立音羽中学校	武術	・講道館指導員
	ダンス	・ダンスインストラクター協会理事
台東区立駒形中学校	武術	・元警察官
	ダンス	・フィットネスクラブ指導員
中野区立南中野中学校	武術	・日本体育大学武道学科長
	ダンス	・東京女子体育大学准教授
調布市立調布中学校	ダンス	・プロダンサー ・ダンススタジオ講師
調布市立第八中学校	武道	・東京都柔道接骨師会

出所：東京都報道発表資料、「『武道・ダンス』授業の必修化に向けた取組について」より引用、筆者作成

¹² 東京都より。

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2011/04/2014s600.htm>

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2011/04/2014s601.htm>

第6章 今後の義務教育の在り方

義務教育は、公的なものでありながら、民間が大きく関わっており、民間の力無くしては提供することができない。学校を設立するには様々な法律や規定があり、教科書を発行するには検定制度が伴うといった多くの規制があるため、民間の自由度は決して高くない。

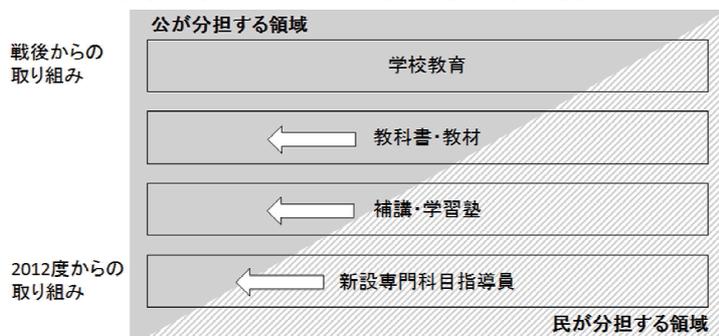
しかし、情報化・国際化の進展に伴い、本論文にて取り上げた小学校の英語や中学校の保健体育の事例や、学校教育の情報化が進むにつれて、より一層、民の重要度が高まっていくと考えられるが、教育指導要領の改編に伴って新たな知識や指導能力が必要になることへの対応は、既存の教員にとっては難しい。本来であれば、教員も様々な指導内容の変化に応じて、指導力を高めていくべきである。しかし、それがなかなか実現できないのであれば、より専門的な知識や指導力を持った民間の力を柔軟に借りることもひとつの解決策である。適材適所で配置され、児童生徒の学びを高めていくことは、これからの多様化していく教育内容を踏まえていくと、ごく自然の流れであると考えられる。

変化に対応するために、既存の教員で対応できることに関しては、教員の指導力を高めながら提供していく必要がある。しかし、新たな指導内容を柔軟に追加していくために、積極的な民間の参入が重要であると考えられる。教える側が、それぞれの得意分野を活かして児童生徒に指導をしていく。そのためにも、今ある制度を見直して、より民間が参入しやすい環境を整備することが、公の役割であると考えられる。

図2は、現在の義務教育におけるサービスが、公民でどのように分担しているのかを表すものである。

学校教育は、第1章で述べたように、その多くが公立学校によるものである。私立学校の参入が少ないことから、学校を設置すること自体が容易ではないことが考えられる。今後も、仮に、現行よりも私立学校が設置しやすい制度になったとしても、少子化

図2 義務教育のサービスにおける公民の分担イメージ



出典：筆者作成

問題を踏まえると、公立学校と私立学校の比率はさほど変わらないだろう。

教科書・教材に関しては、基本的には、現行の教科書に掲載されている内容は、デジタル教科書が導入された後も、全国一律で指導すべき内容であると考え

られる。教科書は、教育の主軸となる部分であるため、ある程度の国の規制が必要である。その一方で、デジタルコンテンツや教材の部分は、検定制度で規制する必要はない。「公」の比率が低くなるというよりも、「民」が関わる比率が高くなるため、相対的に「民」が分担する部分が多くなると考えられる。

補講・学習塾は、現在は多くが学校の教員により行われている補講と、民間企業が提供している学習塾と分けることができる。しかし、第4章の和田中学校のように、公立学校が生徒の需要に応じて、学習塾と連携した補講を行う事例がある。このことから、少子化による児童・生徒数確保のために、今まではあまり実施されていなかった、学校と学習塾等による公民連携が起こりうると考えられる。

最後に、最も民間による参入が大きいと考えられる分野が、新設専門科目の指導員である。特に、現在の小学校では、ほぼ全ての科目をクラス担任となった教員が指導しているが、全ての教員が全ての科目を指導できる訳ではない。中学校や高等学校の教員は、1科目もしくは2科目程度を指導することからも、専門的な教育を行えるスペシャリストが必要である。そのためには、国家資格である教員免許を持つものだけでなく、民間資格を有する者も積極的に公教育に採用し、専門分野を民間に担わせることも重要である。

以上の義務教育における公民の役割分担の考察により、

(1) 義務教育は公立学校が主体的に行っている事実は明確であり、今後も変わらないと考えられる。

(2) しかし、教科書のデジタル化、学習塾等の民間会社の参入、指導内容の多様化に伴う専門科目増加といった民が大きな役割を果たしうる状況が増えている。

ことが明らかになった。公教育としての義務教育にも民の役割は大きくなっているのである。

参考文献

吉田辰雄・大森正編著, (2003), 「教職入門 教師への道」, 図書文化.

河村一樹・斐品正照, (2003), 「情報科教育法」, 彰国社.

末川博, (2002), 「法学入門」, 有斐閣双書.

一般社団法人全国教科書供給協会 <http://www.text-kyoukyuu.or.jp/>

EDINET <http://info.edinet-fsa.go.jp/>

電子政府の総合窓口イーガブ <http://law.e-gov.go.jp>

東京都杉並区立和田中学校 <http://wadachu.jp/>

日本経済新聞 <http://www.nikkei.com/>

文部科学省 <http://www.mext.go.jp/>